

# SASB 基準適用ガイダンス

バージョン 2018-10

JR言語翻訳サービスは、本文書の日本語翻訳を作成した。レビューは、次の企業の専門家によって実施された。  
有限責任 あずさ監査法人  
PwC Japanグループ

IFRS財団の下に設立された国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB審議会) は、2022年8月より SASB基準に対する責任を負うことになりました。ISSB審議会は、SASBの業種別の基準をもとに、その基準を開発するとともに、SASBの業種別の基準開発アプローチを利用することにコミットをしています。ISSB審議会は、SASB基準がIFRSサステナビリティ開示基準に置き代わるまでは、SASB基準を継続的に支持・利用するよう報告書作成企業と投資家に奨励しています。

## 1.0 適用の範囲

SASB 基準適用ガイダンス は、すべてのSASB サステナビリティ会計基準 (「SASB 基準」または「インダストリー基準」) に適用される。このガイダンスは、各インダストリー基準と併せて参照されるものであり、基準の一部とみなされる。

SASBインダストリー基準には、インダストリーごとの開示トピック、関連する会計メトリクスとテクニカルプロトコル、アクティビティメトリクスが含まれる。テクニカルプロトコルに別段の規定がない限り、ここに含まれるガイダンスは、会計メトリクスの定義、範囲、導入、編集および表示に適用される。

SASB インダストリー基準は、 [www.sasb.org/standards-overview/download-current-standards/](http://www.sasb.org/standards-overview/download-current-standards/) から入手可能である。

### 1.1 文脈情報および追加的ガイダンス

SASB インダストリー基準とSASB 基準適用ガイダンス はデュープロセスの対象であり、基礎文書であるSASB 概念フレームワーク[2]およびSASB 手続規則 に準拠している。これらの文書やその他の情報は、 [sasb.org](http://sasb.org) から入手可能である。

## 2.0 基準適合性

SASB基準全体において、「しなければならない (shall)」という用語は、基準の要求事項であることを示す場合に使用されている。「すべきである (should)」という用語は、必須ではないものの、基準を導入する際に推奨されるアプローチを提供するためのガイダンスであることを示す場合に使用されている。また、「してもよい (may)」という用語は、必須ではないものの、基準を導入する際の任意のアプローチを提供するガイダンスであることを示す場合に使用されている。

SASB 基準の使用は任意であるため、基準の要求事項 (「しなければならない」と記された条項) およびガイダンスは、適用するインダストリー基準に準拠した開示とするために従うべき条件を示している。

## 2.1 基準の利用についての明示

SASB 基準を用いて報告する場合、基準への準拠を示すためには関連する SASB 基準を引用しなければならない。

## 2.2 基準の省略および変更

投資家に対する財務的にマテリアルなサステナビリティ情報の統一的な開示は、比較的新しい実務領域であり、会計メトリクスの中には、ある企業において近い将来に開示が困難となるものがある可能性を SASB は認識している。企業が、ある開示トピックや関連するメトリクスを省略または変更しなければならない場合でも、投資家向けの開示の指針として本基準を用いることを SASB は企業に奨励する。

1 つ以上の開示トピックや会計メトリクスを省略する企業は、省略した旨およびその理由を開示すべきである。例えば、ある開示トピックが企業のビジネスモデルに当てはまらない場合は、適用の妥当性が低いために当該トピックと関連するメトリクスを省略した旨を開示すべきである。

企業がメトリクスを変更する必要があると考えた場合は、メトリクスを変更した旨およびその理由を開示しなければならない。

# 3.0 報告バウンダリー

SASB 基準に準拠した開示の報告バウンダリーには、財務報告において連結されている親会社とすべての子会社を含めなければならない。連結子会社の開示は、少数株主持分の調整を行わないこととする。

非連結子会社は、報告バウンダリーから除外しなければならない。しかし、財政状態や経営成績に関する 1 つ以上の SASB 開示トピックスに与える影響を理解するために必要であると企業が考える範囲において、当該非連結子会社に関する情報を開示すべきである。

## 3.1 報告企業および関連する用語

「報告企業 (reporting entity)」および「企業 (entity)」という用語は、SASB 基準を通して互換的に使用されている。これらの用語は同義である。国際財務報告基準 (IFRS) と同じく、報告企業とは、財務諸表を作成することを選択する、またはその作成を要求される企業と定義されている。この定義は「会社 (company)」という用語にも適用される。

# 4.0 報告形式

## 4.1 財務データの利用

SASB 基準の (対応するテクニカルプロトコルで定義された) 会計メトリクスやアクティビティメトリクスが財務データ (収益、売上原価、制裁金や罰金費用の開示など) を包含している場合、かかる財務データは、企業の財務諸表において報告されている財務データと一致していなければならない。

## 4.2 アクティビティメトリクスと正常化

SASB は、SASB 基準に準拠した開示の分析には、パフォーマンスデータを正常化することが重要であると認識している。そのため、SASB インダストリー基準には、報告内容の正確な評価とその比較可能性を支援するためのアクティビティメトリクスが含まれている。企業は、SASB 基準に基づく開示と併せて、同じ目的のために追加のビジネスデータを開示することができる。

## 4.3 測定単位

特に指定がない限り、報告は国際単位系 (SI 単位) によるべきである。

測定単位として報告通貨が指定されている場合は、企業は財務諸表における報告通貨を使用しなければならない。

#### 4.4 不確実性

あるサステナビリティ情報を測定または報告する際には、不確実性が存在する可能性があることをSASBは認識している。この不確実性は、外部の報告システムから得られるデータへの依存や、環境データ等の収集や管理のための新技術といった変動要因と関連している可能性がある。データの報告にまつわる不確実性が存在する場合には、企業はその性質と可能性に関する検討結果を示すべきである。

#### 4.5 見積り

定量的な開示のためには、換算係数への依存や些少な値の除外といった科学的に根拠のある見積りがなされる可能性があるとしてSASBは認識している。推定値や範囲値を使用し、また些少な値を除外することが適切な場合には、SASBはそれを妨げない。推定値や範囲値を用いる場合や些少な値を除外する場合、企業はその性質に関する検討結果を示し、また、意味合いや関連性のあるメトリクスの説明を提供するものであるとの根拠を示すべきである。

#### 4.6 報告期間

特に指定がない限り、報告期間は企業の会計年度と一致させなければならない。

## 5.0 ガバナンス、内部統制および保証

投資家に対する開示は、正確かつ信頼性のあるものとすべきである。したがって、報告企業は、財務報告に利用されるものと実質的に同様のサステナビリティ情報の集積や開示に関するガバナンスシステム（これには、経営者の関与、取締役会による監督や内部統制を含む）を設計、導入および維持すべきである。さらに、SASB 基準は、企業が第三者保証を求めることを選択した場合に、そのための適切な基準の基礎として役立つよう設計されている。

基準が特定した開示トピックに関する情報を開示する際、企業は必要に応じて、報告したデータの完全性、正確性および比較可能性を担保するために必要なマテリアルな要因を説明することを検討すべきである。そのような説明は、定量情報について、その背景を提供しうるものである。この説明には、次のような検討結果を含めることができる。

- a. 当該トピックに関連するリスクと機会に関する企業のガバナンス（そのようなリスクと機会を評価し管理する際の取締役会による監督や経営者の役割を含む）。
- b. トピックに関連するリスクと機会の、組織のビジネス、戦略および財務計画に対する、短期、中期および長期にわたる実際のまた潜在的な影響に関する企業の戦略的アプローチ。
- c. トピックに関連するリスクを識別、評価し、また管理するための企業のプロセス、および、これらのリスクがいかに企業の総合的リスク管理プロセスに統合されているか。
- d. トピックに関連するリスクと機会を評価し、管理するためのメトリクスやターゲットの使用。

## 6.0 参照先の更新

SASB 基準は、法律、法令、第三者によるガイドライン、プロトコル、基準、出版物その他の文書を参照し、また、それらを参照することで基準に組込んでいる。このような参照情報は随時改訂される可能性があるため、基準を適用する際は、更新された参照情報の組込みを検討することが企業には推奨される。更新された参照情報を組み込んだ企業は、その旨と根拠を開示しなければならない。

本書に掲載された情報、テキスト、画像(「コンテンツ」)は、IFRS財団によって所有されており、無断での転用を禁止しています。コンテンツは非営利、情報提供、または学術的目的にのみ使用することができ、コンテンツに関するすべての著作権およびその他の所有権表示がそのまま維持され、コンテンツに一切の変更を加えないことを条件に提供されます。これ以外の場合には、書面による事前の許可なく、本コンテンツの普及、配布、再出版、複製、改変することを禁止しています。許可をリクエストする場合には、[sasb.org /contact/](https://sasb.org/contact/) にアクセスください。